

部活動の地域移行に関する協議会設置要綱

(目的)

第1条 部活動の地域への移行を着実に実施するとともに、地域における子どもたちのスポーツ・文化芸術の活動機会の整備方法等に関することを協議するため、「部活動の地域移行に関する協議会」(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 部活動の地域連携の推進に関する事項
- (2) 生徒の活動の場として整備すべき新たな地域クラブ活動等に関する事項
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる団体・機関等から推薦された委員をもって構成する。

2 協議会は、座長および座長代理を置き、委員の互選により、これを定める。

3 協議会は、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができるものとする。

(部会)

第4条 協議会は必要に応じて基礎的な検討、事務的な調整を図るために、部会を設けることができる。

2 部会の構成員は、座長の指名する委員をもって充てる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、教育委員会事務局保健体育課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は別に定めることができる。

付 則

この要綱は、令和4年9月16日から施行する。

付 則

この要綱は、令和5年7月26日から施行する。

別表

団体・機関等	備考
滋賀県スポーツ協会 滋賀県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会 滋賀県スポーツ少年団 滋賀県スポーツ推進委員協議会 滋賀県吹奏楽連盟	スポーツ・文化活動関係団体
滋賀県都市教育長会 滋賀県町村教育長会 滋賀県中学校長会 滋賀県中学校体育連盟 滋賀県 PTA 連絡協議会	学校・教育関係団体
びわこ成蹊スポーツ大学 立命館大学	大学関係
教育次長 教職員課 保健体育課 幼小中教育課 スポーツ課 文化芸術振興課 競技力向上対策室	県関係